



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

958	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	1
959	林業種苗生産事業者講習会の実施	(").....	1
960	道路の区域変更	(道路保全課).....	2
961	"	(").....	2
962	"	(").....	3
963	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3

告 示

和歌山県告示第958号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第959号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

令和3年9月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 開催日時 令和3年11月17日（水）午前10時から午後5時まで
- 2 開催場所
 - (1) 講義 和歌山県林業試験場小教室（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）
 - (2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川291）
- 3 講習科目

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

4 講習受講の申込み

受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,310円分を貼り付けて、最寄りの各振興局農林水産振興部林務課（以下「林務課」という。）に令和3年10月29日（金）までに申し込むこと。

5 その他

- (1) 申込書の用紙は、林務課で配布する。
- (2) 講習に必要なテキスト（テキスト代：1,833円）は、受講者が事前に購入しておくこと。

和歌山県告示第960号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市多田字荒堀425番1地先から同市多田字塚本122番7地先まで	旧	4.37 } 9.76	156.28	県道秋月海南線との重用延長156.28メートルを含む。
同上	新	8.22 } 10.04	156.28	県道秋月海南線との重用延長156.28メートルを含む。

和歌山県告示第961号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市多田字荒堀393番10地先から同市多田字塚本122番7地先まで	旧	4.57 } 9.76	386.91	県道岩出海南線との重用延長156.28メートルを含む。
同上	新	8.22 } 11.98	383.96	県道岩出海南線との重用延長156.28メートルを含む。

和歌山県告示第962号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町中田字大石ヶ原 899番78地先から同町中田字大 石ヶ原899番83地先まで	旧	10.11 ） 16.18	447.64	
同上	新	10.90 ） 29.08	447.57	

和歌山県告示第963号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年9月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3569	海南市重根字横川66番の一部、67番の一部、68番1の一部、68番2の一部、里道	和歌山市十一番丁10番地 Jamビル 株式会社アクティブマドリ ード 代表取締役 依岡善明	令和 3.9.7	6.00 6.00	56.87 50.50